

第1章 基本的な事項

- ◆ 策定の目的 県と市町が一体となって、国民健康保険の保険者事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町が事務の広域化や効率化を推進することができるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として策定する。

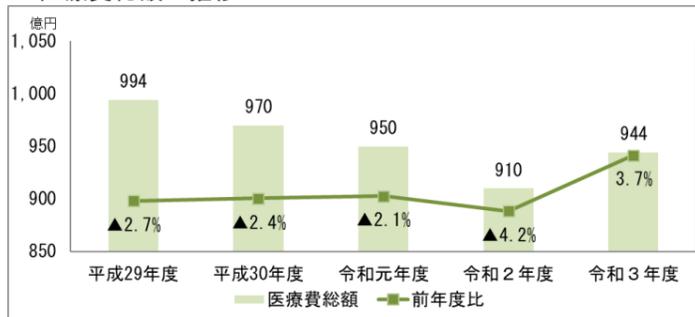
- ◆ 策定の根拠 国民健康保険法第82条の2
- ◆ 対象期間 令和6年4月1日～令和12年3月31日(6年間)
※3年ごとに検証を行い、必要に応じて中間見直し・改定

第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

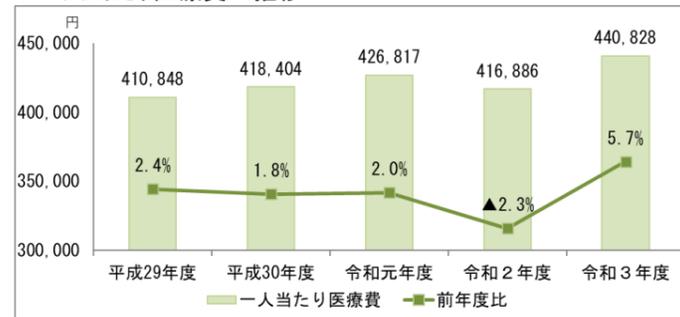
1 市町国保の現状

- 被保険者の状況 被保険者数は減少傾向 (H29)234,791人→(R3)207,927人 [県総人口に占める割合18.6%]
一方、前期高齢者(65歳～74歳)の割合は増加傾向
(被保険者全体に占める割合は51.7% [全国平均45.5%])
- 医療費等の状況 医療費総額 (H29) 994億円 → (R3) 944億円
1人当たり保険料 (H29) 104,196円 → (R3) 98,769円 [全国平均97,179円]
※将来の見通し R11には被保険者数は26.7%減少、医療費総額は14.2%減少すると推計(R3比)
- 国保財政の状況 市町国保の収支差(収入総額-支出総額)は、約5.3億円の黒字
(R4決算において、決算補填等目的の法定外繰入(赤字)が、計画より1年前倒しで解消。)
県国保の収支差は、18.2億円の黒字(国庫精算除く実質的収支差は、約12.0億円の黒字)

≪医療費総額の推移≫



≪1人当たり医療費の推移≫



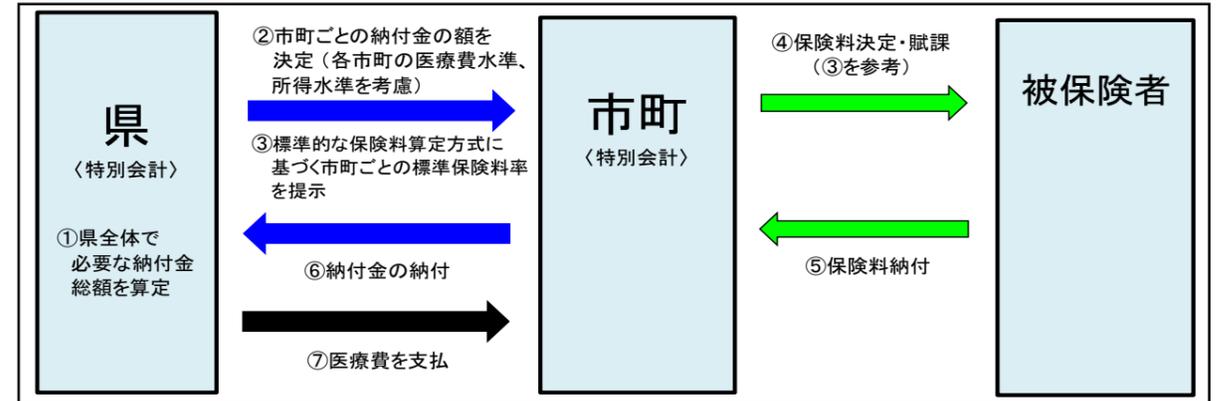
2 国保財政運営に係る基本的な考え方

- 市町の国保特別会計 : 必要な支出を保険料や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 県の国保特別会計 : 必要な支出を納付金や国庫負担金などにより賄うことで、単年度収支を均衡
- 赤字解消・削減の取組等 : 赤字(決算補填等目的の法定外繰入等)が生じた市町は、要因を分析し、県と協議の上で計画を作成し、計画的・段階的な解消・削減に努める
- 財政安定化基金の運用 : 市町や県に対する貸付・交付、年度間の財政調整への活用

第3章 市町における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化

- 県は、市町ごとの納付金を決定するとともに、市町が保険料を決定する際の参考となる標準保険料率を示すこととされており、それらの算定のために必要な事項を定める。
- 標準的な保険料算定方式等
 - (1) 医療費水準の反映 : 納付金に医療費水準を全て反映($\alpha = 1$)
 - (2) 所得水準の反映 : 納付金に本県の所得水準を反映($\beta =$ 国が示した数値)
 - (3) 保険料(納付金)算定方式 : 3方式(所得割、均等割、平等割) ※医療、後期、介護とも
 - (4) 標準的な収納率 : 市町ごとの直近過去3年の平均収納率
- 保険料水準の統一
 - (1) 国の考え方 : 将来的に、都道府県内の保険料水準の「完全統一」を目指すことが望ましい
 - (2) 県の対応 : 国の考え方を受け止めつつ、市町それぞれの実情も踏まえ、直ちに統一の目標年度は規定しないものの、国保財政の安定的な運営のため、保険料算定方法など市町との議論の具体化を、本運営方針の中間見直し時期もとらえて進め、将来的な統一を目指すこととする

≪財政運営の仕組み≫



※ 保険給付に必要な費用は、県が、全額、市町に対して支払う。(市町からの納付金等を財源)

第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施

- 国保の安定的な財政運営の大前提となる「保険料」の適正な徴収について、必要な取組を定める。
 - ・ 収納率目標の設定(保険者規模別)
 - ・ 被保険者の利便性向上に資する納付方法(コンビニ収納、スマートフォンを活用した収納方法 等)の拡大

第5章 市町における保険給付の適正な実施

- 「保険給付」が法令に基づく統一的なルールに従って着実に行われるよう、必要な取組を定める。
 - ・ レセプト点検の充実強化
 - ・ 県による保険給付の点検、返還金の徴収等(必要に応じ、市町と協議の上、実施)

第6章 医療費の適正化の取組

- 「医療費」の適正化を行い、国保の財政基盤を強化するための取組を定める。
 - ・ 特定健診・特定保健指導の推進(研修会の開催等)
 - ・ 後発医薬品の使用促進、適正服薬の推進、重症化予防の取組 等

第7章 市町が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 市町が単独で実施している事務のうち、広域的に取組むことで、効率的・効果的な事務運営につながるものについて、共同実施を推進する。
 - ・ 全市町が導入した市町村事務処理標準システムの運用面での標準化を推進

第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- 医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の施策との連携の取組を定める。
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 等

第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整等

- 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくため、引き続き、関係者(県・市町・国保連)間で意見交換や協議を実施する。